

## 東近江行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

平成 26 年 3 月 13 日  
東近江行政組合条例第1号

(消防長の資格)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町の行政事務に従事した者で、市町の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。